

新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び

生活環境影響調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和3年10月

由利本荘市

1. 目的

本要領は、「由利本荘市委託業務プロポーザル方式試行実施要綱」に定めるほか、新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務委託公募型プロポーザルの実施にあたって必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務委託

(2) 業務内容

新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び環境影響調査業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の技術提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3) 契約期間

当初契約は契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(4) 業務の種別

土木関係建設コンサルタント業務

(5) 提案上限額

・施設整備基本計画策定業務	15,499,000円
・PFI等導入可能性調査業務	8,272,000円
・新ごみ処理施設整備・運営検討委員会の運営支援業務	4,543,000円
・生活環境影響調査業務	59,829,000円
合計	88,143,000円

（消費税相当額を含む。）

※施設基本計画策定業務委託、PFI等導入可能性調査業務、新ごみ処理施設整備・運営検討委員会の運営支援業務及び生活環境影響調査業務委託の参考見積額の合計額は、上限額を超えないこと。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

※継続事業の年度割額は、令和3年度40%程度、令和4年度60%程度の割合を見込んでいる。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たす者であること。

※参加資格要件の審査基準日は、令和3年10月21日（木）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加資格審査申請書を提出し受理されていること。

- (3) 国、都道府県及び本市建設工事入札参加者指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 本市及び契約先となる営業所の所在地における市町村税及び社会保険料に滞納がない者であること。
- (6) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による廃棄物部門の登録を受けている者であること。
- (7) 平成23年4月1日以降に完了した、同種業務（イ）、同種業務（ロ）の元請実績を有していること。

同種業務（イ）：過去10年間（平成23年度～令和2年度）に、国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設（70t/日以上）に係る施設整備基本計画業務及びPFI等導入可能性調査業務を担当し、完了した実績を有すること。（契約は一括でなくてもよいが、同一の施設を対象とする）。

同種業務（ロ）：国又は地方公共団体が発注するごみ焼却施設又は最終処分場に係る生活環境影響調査業務又は環境影響評価業務。

- (8) 配置予定技術者の要件は以下のとおりとする。

1) 共通事項

配置予定技術者は、提案書に記載された所属の企業に、公告日の3ヶ月以上前から雇用されている者とする。

原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。

管理技術者とは別の者を担当技術者として配置できる。

照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

2) 配置予定技術者に必要とされる同種業務の実績及び資格

対象：管理技術者及び照査技術者

I) 実績

平成23年4月1日以降に完了した業務の中から、(7)に示した同種業務（イ）を担当し、完了した実績を有すること。

再委託による業務実績は含めない。

II) 資格

以下のいずれかの資格を有する（登録した）者でなければならない。

①技術士「衛生工学部門（廃棄物関係）」

②技術士「総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物関係）」

対象：主たる担当技術者

I)実績

平成23年4月1日以降に完了した業務の中から、(7)に示した同種業務(ロ)を担当し、完了した実績を有すること。

再委託による業務実績は含めない。

II)資格

以下のいずれかの資格を有する(登録した)者でなければならない。

- ①技術士「環境部門(環境影響評価)」
- ②技術士「建設部門(建設環境)」
- ③技術士「総合技術監理部門(環境—環境影響評価)」
- ④技術士「総合技術監理部門(建設—建設環境)」

4. 事業者選定スケジュール(予定)

内容	実施期間
実施要領の公表	令和3年10月12日(火)
質問受付期間	令和3年10月12日(火)から 令和3年10月18日(月)まで
質問回答期間	令和3年10月19日(火)
参加表明書受付期間	令和3年10月12日(火)から 令和3年10月21日(木)まで
参加資格の確認結果及び提案書依頼通知書の発送	令和3年10月25日(月)
企画提案書受付期間	令和3年10月26日(火)から 令和3年11月4日(木)まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年11月11日(木)
最終審査結果の通知発送日	令和3年11月12日(金)
見積書の提出等契約手続き	令和3年11月下旬予定

※各項目の日程については、委員会の都合等にあわせて、適宜調整できるものとする。

5. 質問の受付及び回答

仕様書等に関して不明な点がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問内容により事業者の選定に公平性が保てないと判断された場合は、回答しないことがある。

- (1) 提出書類 質問書(様式13)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。

※送信後は、電話により受信確認を行うこと。

- (4) 提出先 由利本荘市市民生活部生活環境課 新ごみ処理施設整備室
担当：柳田、佐々木

電話：0184-24-6254 FAX：0184-24-0228

E-mail: kankyo@city.yurihonjo.lg.jp

(5) 受付期間 令和3年10月12日(火)から10月18日(月)まで

(6) 回答方法 令和3年10月19日(火)までに、由利本荘市ホームページに掲載する。

6. 参加表明書について

提出期限：令和3年10月12日(火)から令和3年10月21日(木)まで

提出場所：秋田県由利本荘市尾崎17

由利本荘市市民生活部生活環境課 新ごみ処理施設整備室

提出部数：正本1部、副本3部(様式1号は正本のみ) インデックスを伏した間紙を挿入し、フラットファイル(A4)に綴じること。

※正本1部以外はコピー及びホチキス留め可とする。

提出方法：紙持参又は郵送等すること(受付期間内必着)。

(土曜日・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時)

書類審査：参加資格については、要綱第11条に基づき審査を行い、その結果を令和3年10月25日(月)までにプロポーザル参加資格確認結果通知書(要綱 様式 第2号)により通知する。通知は、通知書の写しを担当者あてのメールに添付して行うものとし、メール送信後、電話により到達確認を実施するので、必ず受信とその内容を確認すること。なお、文書の原本は、同日に普通郵便より発送する。

No.	第1次審査 提出書類(参加表明書等)	(様式等)	(部数)
1	公募型プロポーザル方式参加表明書	様式1号	1部
2	会社概要調書	様式2号	1部
3	企業の業務実績	様式3号	1部
4	技術者調書	様式4号	1部
5	配置予定技術者調書(3ヶ月以上雇用関係にあることの証明書類を添付)	様式5号	1部
-	参加資格要件確認書類 由利本荘市に入札参加資格審査申請書を提出し受理されていること (1) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(写し可) (2) 納税証明書(提出日の3カ月前以内に発行されたもの:写し可) ① 本社所在地の市町村等が発行する納税証明書 ② 契約の締結等を受任している営業所が参加する場合は、営業所所在地の市町村等が発行する納税証明書 ※上記①及び②はすべての市税に滞納が無い旨の証明書 ③ 税務署が発行する納税証明書 法人税及び消費税・地方消費税に滞納が無い旨の証明書 (3) 委任状 本業務に係る契約の締結等について、本社から委任を受けて参加しようとする営業所は委任状を提出すること		

8. 提案書等の提出について

提案書提出依頼通知書（要綱様式第3号）を交付された場合の提案書等の提出は、次の要領による。

提出期限：令和3年11月4日（木）17時まで

提出場所：秋田県由利本荘市尾崎17

由利本荘市市民生活部生活環境課 新ごみ処理施設整備室

提出部数：正本1部、副本9部（様式6号及び様式12号は正本のみ）

※正本1部以外はコピー及びホチキス留め可とする。

※正本はホチキス留めせず、クリップ等で束ねた形で提出すること。

提出方法：紙持参又は郵送等すること（受付期間内必着）。

（土曜日・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時）

（提出書類）	（様式）	（部数）
提案書	様式6号	1部
業務の実施方針	様式7号	1部
業務の実施方法	様式8号	1部
業務の実施体制	様式9号	1部
施設整備基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務における課題と解決策	様式10号	1部
生活環境影響調査業務における課題と解決策	様式11号	1部
参考見積書	様式12号	1部

※副本については提案者が特定されるような記述を避けること。

9. 参加の辞退

質参加表明書を提出後、参加を辞退する場合は令和3年11月4日（木）午後5時までに、辞退届（様式14）を提出すること。

10. 委託予定者の選定方法

(1) 選定方法

委託予定者の選定は、事務局及び「新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務プロポーザル受託者等選定委員会」（以下、「委員会」という。）の審査において、次により決定する。

なお、委員への不正な接触等を防止するため、委員会設置要綱は本プロポーザルが終了するまで非公開とする。

- 1) 評価は「新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務プロポーザル評価基準」に基づき実施する。
- 2) 4者以上の者から参加表明書の提出があった場合、参加表明書等の書類審査（一次審査）

を実施し、委員長決裁のうえヒアリング（二次審査）対象者を3者に選定する。同点により3者が定まらない場合は、同点のもの全てをヒアリング対象者に加える。

- 4) 書類審査及びヒアリングによる審査の結果、最も高い得点を獲得した者を当該業務の委託候補者とし、次に得点の高かった者を次点の事業者とする。なお、同点の場合は、提案書に関する得点が高かった者を上位とする。
- 5) なお、参加表明者が1者の場合であっても委員会を開催し、審査の結果により当該委託者の選定の可否を決定する。
- 6) 委員会は非公開とする。
- 7) 審査結果については、後日速やかに文書をもって参加者全員に通知する。なお、審査結果及び審査内容についての異議申し立ては、一切受け付けない。

11. ヒアリングについて

ヒアリングは次により実施する。

- ①ヒアリングの日時、会場及び留意事項等については別途対象者へ通知する。
- ②ヒアリングは参加表明書の提出順で行い、参加者名は伏せて実施する。
- ③説明者は、当該業務に従事を予定している管理技術者を含む3人以内とする。なお、やむを得ない理由により出席できない場合に限り、委任状の提出により代理者の出席を認めるものとする。
- ④持ち時間は1者あたり準備及び説明を20分、質疑応答を10分以内とする。
- ⑤提案内容の説明は、提出済みの技術提案資料に記載した内容の範囲で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、質疑応答において詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。
- ⑥説明者は企業を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。
- ⑦提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を予定（場所は秋田県由利本荘市尾崎17由利本荘市役所）しているが、ウェブ会議システム（市側でTeams又Zoomによる会議室を設定予定）となる場合がある。（ウェブ会議の場合、システム環境や通信環境は参加者側で御用意ください。）
- ⑧提案者が当該ヒアリングを行うために定めた所定の時間までに参集しなかった場合には、参加の意思がないものとみなし、評価の対象から除外するものとする。

12. 提案書等の取り扱いについて

- (1) プロポーザルに係る提案の実施に要する一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提出書類等の所有権は発注者に移転するものとし、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書等の著作権はそれぞれの提案者に帰属したままとし、発注者は提案者の評価以外の目的にこれを使用しないものとする。ただし、以下の事由により発注者が提出書類等の複製又は公表を行う必要がある場合にはそれができるものとする。
 - 1) 評価に必要な限りにおいて、写しを作成する必要がある場合。

- 2) 公平性、透明性及び客観性を担保するため、必要最低限の内容を情報公開する場合。
- (4) 提出書類等は、その提出期限までの間において差し替え又は再提出ができるものとする。
- (5) 以下のいずれかに該当する提案者は失格とする。
- 1) 契約締結の日までに参加資格要件のいずれかを満たさなくなった提案者。
 - 2) 提出書類等に虚偽の記載をした提案者。
 - 3) 見積金額が提案上限額を超過した提案者。
 - 4) 評価の公平性に影響を与える行為をした提案者。
- (6) 公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合及びその恐れのある場合は、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。
- (7) 提案者は、提案にあたり妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に通報し、及び警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は失格とすることがある。
- (8) 一つの提案者が複数の提案を行うことは認めないものとする。
- (9) 発注者は、評価の経緯及び結果についての問い合わせには応じないものとする。
- (10) 要綱第18条に規定する結果の公表については、特定者との契約締結の日の翌日から起算して10営業日以内に、由利本荘市ホームページに掲載することにより実施する。
- (11) 郵便等における事故及び通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

13. プロポーザル評価基準

審査	評価項目		配点	評価の視点
一次審査	1	企業の業務実績	20	基本計画策定業務及びPFI等導入可能性調査業務、生活環境影響調査業務の受託実績件数
	2	配置技術者の業務実績	30	基本設計策定業務及びPFI等導入可能性調査業務、生活環境影響調査業務に携わった実績件数
小計（50点）				
二次審査	1	業務の実施方針	10	業務遂行にあたり、目的、条件、内容の理解度が十分か。現状認識を踏まえた基本的な考えや課題の整理方法における適格か。
	2	業務の実施方法	10	業務実施手順に示す実施フロー及び工程計画が妥当か。多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能なものとなっているか。
	3	業務の実施体制	10	業務遂行の動員計画が適切な配置となっているか。
	4	施設基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務における課題と解決策	40	課題と解決策の的確性、実現性、独創性。
	5	生活環境影響調査における課題と解決策	40	課題と解決策の的確性、実現性、独創性。
	6	参考見積書	20	参考見積金額の妥当性 最低価格÷提案価格×20点
	7	ヒアリング	20	業務内容を理解し、実施方針・体制の妥当性および技術提案の的確性が十分に説明されているか。 質問内容を的確に理解し適切な回答がされているか。
小計（150点）				
合計（200点）				